

平成30年度 第4回本庄市下水道事業審議会

開催日 平成31年1月25日
開会時間 午前10時00分
場所 本庄市役所 504会議室

1. 開 会

2. 議 題

第1号 答申書（案）について

3. その他

4. 閉 会

(案)

答申書

平成31年2月

本庄市下水道事業審議会

はじめに

下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図るための社会基盤施設であり、一日たりとも機能停止の許されるものではない。このため、維持管理の適正化と経営の安定化に向け、より一層の取組みが必要である。

本市においては、昭和51年に公共下水道事業に着手し、同61年より供用開始して以来、計画的に整備を進めているところであり、平成29年度末の下水道普及率は、57.2%、水洗化率は87.3%となっている。

未整備地区については、平成37年度までの概成に向けて整備を進めていくことが急務であり、すでに整備を終えた地区においては施設の補修や更新等を計画的に推進し、よりよい社会資本として、郷土の偉人である「塙保己一」の遺したことば『世のため、後のため』をまちづくりの基本として、将来世代に引継いでいかなければならない。

しかし、下水道の整備には多額の事業費を必要とし、また、今後は経年劣化・老朽化が進む施設を適切に維持管理し、下水道サービスを持続的に提供していかなければならない。そのためには、下水道事業の財政基盤の安定化が最も重要である。

のことから、本審議会では、本格的な人口減少と少子高齢化社会の到来や、厳しさを増す財政状況などの社会状勢の変化を踏まえつつ、平成30年10月30日に諮問を受けた内容について、慎重に審議を重ね、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

公共下水道事業における使用料金等の適正化について

1. 下水道使用料金の改定について

本庄市公共下水道事業の使用料金を別添のとおり改定し、平成31年10月1日より賦課徴収する。

(参照) 「(答申) 下水道使用料金表・下水道使用料金対照表」

(答申) 下水道使用料金表

(税別)

料金 用途	基本料金（1月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）	
	排除量	金額	排除量	金額
一般用	10 立方メートルまで	920 円	10 立方メートルを超える 30 立方メートルまで	135 円
			30 立方メートルを超える 50 立方メートルまで	150 円
			50 立方メートルを超える 100 立方メートルまで	165 円
			100 立方メートルを超える 200 立方メートルまで	201 円
			200 立方メートルを超える 500 立方メートルまで	230 円
			500 立方メートルを超える 1,000 立方メートルまで	259 円
			1,000 立方メートルを超えるもの	288 円
浴場営業用	排除量 1 立方メートルにつき			40 円

下水道使用料金対照表

現 行

排水量 (m ³ /月)	
0 ~ 10	
11 ~ 30	
31 ~ 50	
51 ~ 100	
101 ~ 200	
201 ~ 500	
501 ~ 1,000	
1,001 ~	
浴場営業用	

基本料金 10 m ³ まで	超過料金 1 m ³ 当り
800 円	
	117 円
	130 円
	143 円
	175 円
	200 円
	225 円
	250 円
	40 円

答 申

基本料金 10 m ³ まで	超過料金 1 m ³ 当り
920 円	
	135 円
	150 円
	165 円
	201 円
	230 円
	259 円
	288 円
	40 円

※料金は全て税別です

1. 下水道使用料金の改定

(1) 下水道経営の現状

公共下水道事業は、地方財政法の公営企業とされ、適正な経費の負担区分を前提とする独立採算制の原則が適用されている。

また、下水道事業に係る経費の負担区分については、汚水を排除し、かつ処理する経費は『私費負担』が原則であり、一般会計で負担すべきことが明確なものを除き、使用料収入で賄うものである。

しかし、汚水処理費に対する使用料収入は、経費に対して少なく、多額の公費が充てられている状況である。

(2) 今後の公費負担の考え方

下水道事業は、雨水処理や公共用水域の水質保全等の公的な便益が認められるものであるため、一般会計が負担することとされている経費については、今後も一般会計からの繰入れを継続していくべきものである。

しかし、現状では、本来使用料収入で賄うべき経費についても、一般会計からの繰入れが行われている。そのため、過度に繰入れに依存せずに、下水道経営の自立性を高めるため、また、負担の公平を図るためにも、公費負担分と私費負担分の明確化を図るとともに、使用料金の適正化を行ない、段階的に公費負担を減じていくことが必要である。

(3) 経営改善に向けて

使用料金の適正化によって、使用者に相応の負担を求めるからには、収入の確保や経費削減といった経営改善に向け、より一層の努力を行なうべきである。

下水道が整備された地域においては、下水道への接続が徹底されないと、公共用水域の水質保全等の目的が達成されないだけでなく、下水道経営にも大きな影響を与えることから、接続率向上のため、住民等に対して接続の意義や環境に与える影響等を説明し、理解が得られるような取組みを継続的に進めることが必要で

ある。

また、管渠整備については、「本庄市生活排水処理施設整備構想」に定めた公共下水道整備予定地区については、平成37年度の概成を目指し整備を進めていくことを基本としつつ、全体計画区域については、改めて将来の人口や家屋数等の予測を基に集合処理と個別処理の経済性を比較し、全体計画区域の見直しも含めて検討するべきである。

さらに管渠の維持管理については、事業に着手して以来約40年が経過し、老朽化が急速に進展しているため、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施することで、下水道の有する機能を将来に亘って、維持・向上させることが重要である。

なお、本市の下水道事業は、利根川右岸流域下水道事業の枠組みの中で行われており、終末処理場については埼玉県の管理となっていることから、埼玉県に対しても、不断の経営努力と適正な維持管理を行なっていくよう強く要望するとともに、流域下水道維持管理負担金の県内格差の是正に向けた要望を継続して行っていく必要がある。

(4) 使用料水準

使用料水準の設定にあたっては、一般会計への過度な依存を改め、かつ、下水道経営の健全化により自立性を高めるため、料金改定を行なう必要があると認める。

また、料金改定に際しては、私費負担分は使用料収入で賄うことを原則としつつも、下水道使用者の生活等への影響を考慮した上で、急激な負担増にならないよう留意する必要がある。

このような観点から、使用料金の算定期間5年間の下水道財政に鑑みて、別添のとおりの料金改定（案）とした。

なお、管渠の整備や維持管理においては、一層のコスト縮減に努めるとともに、一般会計からの繰入額の削減など、引き続き経営努力を行なうことを申し添えるものである。